第百六十九条第一項中「掲げる事務」の下に「（新投資口予約権無償割当て（法第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に関する事務を除く。）」を加え、同条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　法第百十七条第二号及び第四号に掲げるもののほか、新投資口予約権者の権利行使に関する請求その他の新投資口予約権者からの申出の受付に関する事務

五の三　自己の投資口の取得に関する事務（自己の投資口の取得の対価である金銭の支払に関する事務を含む。）

第百六十九条第三項中「第三号まで」の下に「、第五号の三」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽微な変更であって、法第百二十九条第二項に規定する資産運用報告（当該変更の日の属する営業期間に係る資産運用報告に限る。）に記載するものについては、この限りでない。

第百六十九条第四項中「その内容」を「その変更の内容」に改め、同条に次の一項を加える。

5　投資法人は、第二項第五号の二又は法第百十七条第二号（新投資口予約権原簿に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を当該変更があった新投資口予約権に係る新投資口予約権者に通知しなければならない。

第百七十五条の見出し中「分配」を「分配等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八十条の二第二項の規定により、同条第一項の規定による投資口の取得を金銭の分配とみなして法第百三十八条の規定を適用する場合においては、第一項第一号中「剰余金の配当による金銭等」とあるのは「法第八十条の二第一項の規定による投資口の取得による金銭」と、同項第二号中「法第百三十一条第二項の金銭の分配に係る計算書の承認」とあるのは「法第八十条の二第三項に規定する役員会の決議」と、同項第三号中「分配可能額」とあるのは「投資口の取得可能額」とする。

第百九十二条第一項第二号に次のように加える。

ハ　令第百十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式を有する場合（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて当該発行済株式を有する場合に限る。）において当該海外不動産保有法人が有する不動産

第百九十二条第一項第四号中「投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第百九十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　吸収合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事項

第百九十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項第二号の二に規定する「吸収合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事項」とは、法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項とする。

第百九十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め（全部の新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。）の相当性に関する事項

第百九十五条第二号中「第百四十九条の三及び」の下に「第百四十九条の三の二の規定並びに法」を加える。

第百九十六条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　新設合併消滅法人の全部又は一部が新投資口予約権を発行しているときは、法第百四十八条第一項第七号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

第百九十七条第二号中「の規定及び」を「及び第百四十九条の十三の二の規定並びに」に改める。

第二百四条第一項第二号中「（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）」を削る。

第二百十四条に次の一号を加える。

十　令第百十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げる事項

イ　目的、商号及び住所

ロ　組織及び役員に関する事項

ハ　資産の管理及び処分に関する事項（取得する資産の内容、取得の時期及び譲受人に関する事項を含む。）

ニ　計算及び利益の分配に関する事項

ホ　株主又は出資者が有する権利に関する事項

第二百十五条に次の一号を加える。

十四　令第百十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げるもの

イ　定款又はこれに相当する書類

ロ　当該海外不動産保有法人が所在する国の法令に基づき当該海外不動産保有法人の設立について承認、認可、許可若しくは届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書若しくは届出書又はこれらに相当する書面の写し

ハ　当該海外不動産保有法人について登記が行われている場合には、登記事項証明書又はこれに相当する書面の写し

ニ　株主名簿又はこれに相当する書類

ホ　直近の事業年度に係る貸借対照表（当該事業年度がない場合には、当該海外不動産保有法人の設立の日における貸借対照表）

ヘ　当該海外不動産保有法人が所在する国における会社制度等の概要を説明する書面

第二百二十一条中「第百九十四条第二号」を「第百九十四条第一項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資産運用の制限の例外となる法人）

第二百二十一条の二　令第百十六条の二に定める場合において、登録投資法人が、法第百九十四条第一項第二号に定める数を超えてその株式を取得することができる法人は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

一　外国に所在する法人であって、所在する国において専ら法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことをその目的とすること。

二　各事業年度（一年を超えることができないものとする。）経過後六月以内に、その配当可能な額のうち、当該登録投資法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額その他の当該法人の所在する国における法令又は慣行により、割り当てることができる額の金銭（端数があるときは、その端数を切り捨てたもの）を当該登録投資法人に支払うこと。

2　前項第二号に規定する配当可能な額は、各事業年度において直前の事業年度の末日における第一号に掲げる額から第二号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。

一　資産の額

二　負債の額

三　資本金の額

四　資本準備金、利益準備金その他の法定の準備金の額の合計額